

今月の税務トピックス

(少額な返還インボイスの交付義務の免除の創設)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

令和5年10月1日から適用されるインボイス制度では、インボイス発行事業者（売り手側）には、課税事業者（買い手側）に返品、値引き、割戻し又は決済の際に差し引かれた振込手数料相当額等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、いわゆる返還インボイスの交付義務が課されます。

令和5年度税制改正では、売り手側の事務負担を軽減させる観点から、少額な返還インボイスの交付義務が免除される制度が創設されました。

本稿では、創設された少額な返還インボイス交付事務の免除制度の概要と実務上の留意点について解説します。

I 返還インボイス制度の概要

売上げに係る対価の返還等を行うインボイス発行事業者は、その売上げに係る対価の返還等を受ける他の事業者に対して、次に掲げる事項が記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下「返還インボイス」といいます。）を交付しなければなりません（消法57の4③）。また、インボイスの交付に代えて、返還インボイスに係る電磁的記録を提供することができます（消法57の4⑤）。

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う又は行った年月日
- ③ 売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

II 少額な返還インボイスの交付義務の免除の創設

インボイス発行事業者が行う事業の性質上

その売上げに係る対価の返還等に際し返還インボイスを交付することが困難な課税資産の譲渡等を行う場合、その売上げに係る対価の返還等の金額が少額（1万円未満）であること（図表参照）その他一定で定めるときには、返還インボイスの交付義務が免除されます（消法57の4③ただし書き、消令70の9③二）。

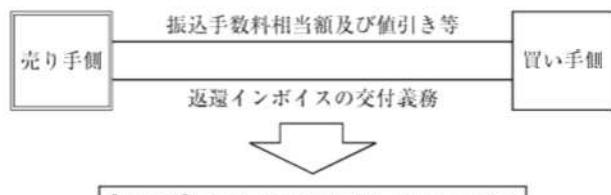
III 適用関係

上記Ⅱの改正は、令和5年10月1日以後に国内において事業者が行うインボイスの交付義務が課される課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用されます（令和5年改正法附則20②）。

おわりに

インボイスと返還インボイスを一の書類で交付することも可能とされています。この場合、原則として、課税資産の譲渡等の金額と売上げに係る対価の返還等の金額をそれぞれ別々に記載する必要があります。ただし、継続適用を前提として、課税資産の譲渡等の対価から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及びその控除した金額に基づき計算された消費税額等を税率ごとに区分して一の書類に記載すれば、その記載をもって必要な記載事項とされます。なお、課税資産の譲渡等の金額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額に基づいて消費税額等の計算を行う場合には、税率ごとに1回の端数処理が必要とされますので留意して下さい。

図表：少額な返還インボイスの交付義務の免除の創設



※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。